

◎二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

(令和四年三月三十一日法律第一四号)

一、提案理由 (令和四年三月一日・衆議院外務委員会)

○林国務大臣 ただいま議題となりました二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

二千二十五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を開催するに当たり、我が国は、国際博覧会条約上の義務として、我が国政府を代表する博覧会政府代表を任命する必要があります。

この法案は、博覧会政府代表の任務の重大性等に鑑み、これまでに我が国で開催された国際博覧会の場合と同様に、政府代表の設置及びその任務、給与等について定めるものです。

この法案では、外務省に、特別職の国家公務員である二千二十五年日本国際博覧会政府代表一人を置き、政府代表は、二千二十五年日本国際博覧会に関する全ての事項について日本国政府を代表することを任務として定めています。

また、関係府省の長は、政府代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置を取ることを規定しています。

加えて、この法案では、政府代表の任免手続、俸給月額等について定めているほか、二千二十五年日本国際博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失う旨を定めています。

政府代表の給与等については、令和四年度予算案に計上しているため、また、大阪・関西万博に向けた準備に遺漏なきを期すため、本法案は四月一日から施行する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いをいたします。

二、衆議院外務委員長報告 (令和四年三月一七日)

○城内実君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和七年に開催される大阪・関西万博に関し、国際博覧会条約の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めるものであります。

その主な内容は、

外務省に、特別職の国家公務員であり、かつ外務公務員である二千二十五年日本国際博覧会政府代表一人を置くこと、

政府代表は、大阪・関西万博に関する事項について、国際博覧会条約の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とすること、

政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行うこと

などであります。

本案は、去る三月十日外務委員会に付託され、翌十一日林外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨十六日に質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（令和四年三月三十一日）

○馬場成志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、二千二十五年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として二千二十五年日本国際博覧会政府代表一人を外務省に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、政府代表の任務と求められる役割、大阪・関西万博に向けた取組と参加招請活動の加速化、政府代表に外務公務員を任命する理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。